

洗足学園音楽大学管理運営方針

改正 令和3年7月8日

(目的)

第1条 この規程は、洗足学園音楽大学管理運営方針その他必要な事項について定める。

(管理運営の基本方針)

第2条 「若き学徒をして、真の人生の目的に目覚めさせ、さらに人間の天職を悟らせ、謙虚にして慈愛に満ちた心情（謙愛の徳）を養い、気品高く、かつ実行力に富む有為な人物を育成する。」という建学の精神と、「教育基本法及び学校教育法にのっとり、深く専門の学芸を教授研究し、その応用的能力を展開させるとともに、幅広く深い教養を培い、建学の精神に基づいて人格を陶冶し、謙愛の徳を備え、気品高く、国際的視野に立ち、実行力に富む人材を育成し、もって文化の向上に寄与する。」という大学の目的を達成するため、具体的な施策を立案・実行し、効率的で迅速かつ確実に、透明性のある手続きのもと管理運営を整備し、推進する。

2 教学組織、事務組織が有機的な繋がりを有し、連携し合い、公正かつ適切な管理運営を行う。

(教学組織)

第3条 教学に係る検討事項は、教授会・大学院教授会の諮問機関である委員会において検討し、教授会・大学院教授会の審議に基づき、学長が決定することで、教育研究の質保証に努める。

2 関係法令と学則・学内規程を体系的に整備し、明文化された規程等に基づく透明性の高い管理運営を目指す。

3 教員の教育研究、教育内容、学生支援等に関し、学長の意思を速やかに反映するよう教学組織について不断の見直しを行う。

(事務組織)

第4条 事務体制の組織は、適正な人員と機能を有するとともに、多様化、複雑化する諸問題に対応しうる専門的・幅広い知識、教育機関運営に関する見識と高い業務遂行能力と優れた人格を備えた事務職員の育成を促進し、意欲・資質の向上に努める。

(事務の所管)

第5条 この規程に関する事務は、教学センターが所管する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、教授会の審議に基づき、学長が決定する。

附則

1 この規程は、平成26年7月10日から施行する。

2 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

- 3 この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 3 この規程の改正は、令和3年7月8日から施行する。